

広労発総1029第1号

令和3年10月29日

各機関・団体の長 殿

広島労働局長



令和3年度労働保険未手続事業一掃に係る広報について（依頼）

労働保険制度の運営については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、労働保険は、正社員、パート、アルバイトなど、労働者を一人でも雇用している事業場はすべて加入が義務付けられていますが、小規模零細事業場を中心に、なお相当数の未手続事業場が存在しているのが実情です。

これら未手続事業場の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、厚生労働省では平成17年度から「労働保険の未手続事業一掃対策」に積極的に取り組んでいるところです。

このため、今年度も「未手続事業一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けるとともに、例年、11月1日から30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」として定め、集中した広報活動を展開しており、今年度からは「労働保険未手続事業一掃強化期間」と名称変更を行い、実施することとしています。

つきましては、この制度のより一層の周知のため、本強化期間に限らず、別紙原稿を内容とする記事を、貴機関の広報・情報誌(紙)等に掲載していただきますようお願いいたします。

また、別紙原稿につきましては電子データでのお届けも可能ですので、担当者までお申し付けください。

なお、御多用中誠に恐縮ですが、掲載していただいた貴機関の広報・情報誌(紙)等を一部、当局労働保険徴収課までお送りくださいますよう併せてお願いいたします。



※ 局長通知本文に記載された「別紙原稿」の掲載は、省略しました。